

これまでの議論で出された論点

第16回合同会合（10月3日）及び第17回合同会合（11月12日）の資料の内容及び委員からの御意見を基に、今回の見直しにおける論点を以下の通り整理した。

1 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の現状と課題

1-1 食品リサイクル制度のあり方の見直しの経緯

- 前回の食品リサイクル制度のあり方の見直し（平成26年10月）の結果取りまとめられた報告書においては、「今回の検討から5年後をめどに、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の将来目指すべき姿も見据えつつ、食品リサイクル法の施行状況の点検を行うことが必要である」とされたところ。
- 前回の見直しから4年が過ぎた中で、本年6月に、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環計画において、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標に合わせて事業系の食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針において定めるとの記載が盛り込まれたことを受け、1年前倒しで食品リサイクル制度のあり方について見直しを行う。

1-2 食品リサイクルを取り巻く現状について

- 第五次環境基本計画や第四次循環型社会形成推進基本計画で謳われている地域循環共生圏の実現が重要。一定の広域のエリアの中で、食品を含む様々な物質のリサイクルを進めていくことが重要。第四次循環計画では、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するという目標が掲げられるなど、食品ロスに関する関心も高まっているところ。
- 国際的にも、2015年に国連サミットにおいて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの17のゴールの1つに「持続可能な生産と消費」が、169のターゲットの1つに食品ロスの削減が掲げられるなど、資源循環や食品ロスの削減が持続可能な社会構築の1つの要素として認識されている。
- 近年では、環境（environment）、社会（social）、企業統治（governance）に配慮している企業に対して重点的に投資を行う、いわゆるESG投資が活発になるなど、持続可能な社会の構築に向けた取組は、官民を問わず進められている。食品関連事業者も、環境への取組の一環として食品リサイクルへの取組を推進している。

1-3 発生抑制

- 食料自給率が38%と低く、食料の多くを輸入に依存している我が国は、食べられない不可食部分も含めて、食料資源を有効に活用することが重要である。発生抑制は、食料資源の有効活用において最も優先されるべき手法である。
- 不可食部分を含めた食品廃棄物等の発生抑制に関しては、平成26年に食品廃棄物等の一層の発生抑制のため発生抑制目標値を告示で定め、これを下回るよう各食品関連事業者に対して求めているところである。
- 現行の発生抑制目標は、当時7割程度の事業者がすでに達成している値を基に設定された。平成28年度の定期報告結果によると、約9割の企業が既にこの目標を達成しており、業種全体の取組は進められてきた。その一方で、目標設定当時に未達成で、現在も業種別目標値を達成していない事業者が一部に見られるなどの課題も残されている。
- 食品廃棄物等の中でも特に、本来食べられるにも関わらず捨てられるいわゆる「食品ロス」は、食品関連事業者から毎年約300万トン発生していると推計されている。

1-4 再生利用等

- 我が国全体では、最も食品廃棄物等の排出量が多い食品製造業において再生利用等実施率が約96%に達成していることもあり、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等については、全体で約85%が再生利用等されている。しかしながら、依然として外食産業の食品廃棄物等の再生利用等実施率は23%と低迷している。
- 外食産業の再生利用が進まない理由の1つに、周辺に再生利用事業者が存在しないことが挙げられる。市町村等による一般廃棄物の処理（焼却が主流）料金が安いことなど、再生利用事業者が事業展開をしやすい状況にないことが原因として考えられる。この他、廃棄物処理施設が迷惑施設として認識され、その設置に当たって、周辺住民の反対に合うことや適切な土地が見つからない事例もある。
- また、近隣に再生利用事業者が存在したとしても、市町村等による一般廃棄物の処理料金が安い場合には、排出事業者が再生利用等を行うインセンティブが働かないことも理由として挙げられる。
- （市町村による一般廃棄物処理計画に食品廃棄物等の再生利用等が十分に位置づけられていないことについて言及）
- 食品循環資源の再生利用等の促進のため、食品リサイクル法では、登録再生利用事業者及び再生利用事業計画認定制度を設けている。食品関連事業者からは、市町村をまたがる収集・運搬が効率的に行われるようになり、リサイクルをしやすくなったという意見も聞かれることから、これらの制度が、その成立以降再生利

用の促進に一定程度の役割を果たしてきたものと考えられるものの、両制度ともに、近年はその数は横ばいないし減少傾向にある。

- 平成 28 年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。事案の発覚以降、国においては、再発防止に取り組んでいるところであるが、食品関連事業者へのアンケート結果によると、食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けのガイドライン（平成 29 年 1 月）に示された取組のうち一部の項目の実施状況が不十分であった。

※ 本日の御議論を基に、市町村による一般廃棄物処理計画における食品廃棄物等の位置づけについて記載

2 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を促進するための具体的施策

2-1 定期報告制度について

- 食品関連事業者の取組を促進するため、食品リサイクル法に基づいて多量発生事業者が国に報告しているデータについては、事業者の意思に関わらず公表すべき。
- 現行では都道府県ごとのデータが公表されているが、市町村による再生利用事業促進に係る取組を促進するため、公表の単位を市町村ごとなど、細分化すべき。
- 外食産業については、定期報告制度に基づく報告の義務が課せられている多量発生事業者が業界全体に占める割合が低く、業界全体の状況を把握できていないのではないかと。

2-2 発生抑制

- 現在発生抑制目標が未設定の 44 業種については、最新のデータを精査し、目標の設定が可能かどうか再度検証すべき。
- 事業系の食品ロスの削減目標を設定するに際しては、SDGs や諸外国の策定状況も踏まえて検討すべき。ただし、その際には、コスト等を考慮しつつ、目標達成のために講ずべき手段についても合わせて検討することが重要。
- 食品ロスの削減については、時として、その発生リスクの押し付け合い（販売期限の設定等）にも繋がり得るため、食品の製造から消費までサプライチェーン全体を通して各業界が協力して取り組む問題である。
- 前回の見直し以降、関係省庁による NO-FOODLOSS PROJECT の下、食品関連事業者等を中心に事業系の食品ロスの削減に向けた取組が進められてきた。これまで、3分の1ルール等の商慣習の見直しや「3010 運動」などの宴会時の食べ残しを減らす取組等が着実に進められているものの、今後、より一層の削減を実現するためには、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及による在庫の適正化等に加え、フードシェアリング等のサービスの普及による食品提供事業者と消費者と

のマッチング、さらに、食品関連事業者の製造・流通段階で発生する未利用食品を、必要としている人や施設が活用できる取組の推進等の対策を進めることが有効。

- 外食産業からの食品ロスの削減に関しては、「調理」と「提供」の2つの段階での取組があるが、「提供」された後の食品は、家庭から発生する食品ロスに近い性質（発生原因等）を帯びており、家庭からの食品ロス削減対策が有効な場合もある。

2-3 再生利用等

（再生利用等実施率）

- 平成 32 年度以降の再生利用等実施率については、外食産業を除き基本的には業界ごとの現行の再生利用等実施率に基準実施率の考え方を適用して定めるべき。
- 食品廃棄物の排出事業者が、排出者責任を果たすことが重要。サプライチェーン全体で対策を講じ、下流の廃棄物処理業者のみが責任を負わされないようにするべき。
- 新たな目標設定に合わせて、処理技術の革新や適切な費用負担のあり方についても検討するべき。
- 小規模事業者の中には食品廃棄物の量の計測すら行っていない者があるので、食品リサイクルに対して普及啓発することが大事。

（外食産業への対策）

- 外食産業については、平成 28 年度の再生利用等実施率が 23%と、平成 31 年度目標（50%）の達成が困難な状況にある。このような状況においては、基準実施率の考え方に基づいて次期の目標を機械的に定めるよりは、目標を現状維持としつつ、目標未達の原因を分析し再生利用等の促進のための対策を講じることが適当である。
- 外食産業の中でも、年間の食品廃棄物等の排出量が 100 トンを超える多量排出事業者の再生利用等実施率は 38%であり、それ以外の事業者の平均（16%）に比べて高い。このため、対策を講じる上では、多量排出事業者とそれ以外に分けて検討することが効果的と考えられる。

（再生利用製品の需要拡大）

- ヨーロッパでは、アニマルウェルフェアやオーガニックといった家畜の飼い方で肉の付加価値が付けられている。再生利用飼料を用いて育てられた肉等に付加価値が認められれば再生利用飼料・肥料の需要が増えるのではないかと。
- 消費者が食品リサイクルを身近にとらえ再生利用飼肥料を用いた農産物を購入するためには、事業者による情報発信が大事。

（再生利用手法に関する意見）

- リキッドフィーディングは水分の多い食品であっても飼料化できる。
- メタン化では、家畜の糞尿と飼料化に適さない油分の多い食品もリサイクル可能。ただ、発生する消化液の処理が課題であり、消化液の液肥としての活用を推進していくことが重要。
- メタン化に関しては、豊橋市のような事例（家庭の生ごみと下水汚泥等からメタンガス発電を実施）を進めるべき。

（自治体の役割）

- 事業系一般廃棄物の搬入手数料については、それぞれの市町村が地域性や歴史的経緯を基に、廃棄物の適正処理の確保の観点も含めて定めている。市町村内の食品関連事業者の規模毎の存在状況にも影響を受ける。
- 市町村は、処理に必要な料金やその設定根拠を明らかにするとともに、処理費用が適切に負担されるようにするべき。
- 市町村による廃棄物処理計画に食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を位置づけることが重要。
- 自治体が、一般廃棄物処理の一環として、食品廃棄物の再生利用等促進のため、地元の排出事業者と再生利用事業者のコーディネーターとして取り組んでいくべき。

（不正転売事案に係る意見）

- 排出事業者が、食品廃棄物等の処理状況について再生利用施設に訪問の上で確認することを求めていくべき。
- 一部で登録再生利用事業者が優良な事業者であるとの誤解が見受けられることから、登録再生利用事業者制度について周知するとともに、登録再生利用事業者自身による優良化の促進等の措置を講ずるべき。

2-4 その他の発生源からの食品廃棄物等について

- 食品ロス削減については、災害備蓄品の有効活用も考慮に入れるべき。

2-5 家庭系食品廃棄物に係る取組について

- 地方自治体に関心を持って食品ロス削減に取り組んでおり、こういった自治体を主体として取組を進めることが重要。
- 家庭系の食品ロス削減に関して、どういう手法で、どういうロードマップで達成していくのかを示すことが重要。

2-6 その他

- 食品ロスについて学んでいない子どもが将来消費者となり、将来の食品ロスの発生に繋がっていく。食品ロス削減に向けた食育を推進していくことが重要。

- 「食育」の解釈にバラつきがあり、食品ロスについて食育活動の中に含まれていないケースが見受けられることから、食育を実践していく中で、食品ロスを含めていくことが重要。